

資料 1

日本学術会議第 1 9 5 回総会資料

(第 2 6 期 第 7 回)

令和7年 10 月 27 日(月)

10 月 28 日(火)

日 本 学 術 会 議

第 1 9 5 回総会等日程

— 第 2 6 期第 7 回 —

10:00		11:30	13:00	16:30 17:00	
1 0 月 2 7 日 (月)	総会① ・ オンライン出席の取扱いについて ・ 討議①（生成 AI） 黒橋禎夫先生御講演 ・ 非公開審議	昼 休 み	総会② ・ 会長/副会長/部長/若手アカデミー活動報告 ・ 討議②（法人化に関する対応状況と今後の予定）		幹事会

9:30	12:00	13:30	15:30	17:30
1 0 月 2 8 日 (火)	部会	昼 休 み	総会③ ・ 討議③（カーボンニュートラル） 森口祐一先生御講演 ・ 討議④（法人化に関する対応状況と今後の予定）	記者会見

10:00	
1 0 月 2 9 日 (水)	各種委員会等

(上記の日程は変更される場合があります。)

日本学術会議総会におけるオンライン出席の取扱いについて

〔 令和 5 年 6 月 2 9 日 〕
〔 日本学術会議第 3 4 6 回幹事会決定 〕

I. 総則

- (1) 日本学術会議総会（以下「総会」という。）の開催通知に記載された場所（特段の事情がない限り日本学術会議庁舎講堂）での出席（以下「現地出席」という。）を原則とし、会長は、会員に対し、現地出席を推奨する。
- (2) 本決定に基づいて認められた場合に限り、会員（会長及び副会長を除く。）は情報通信機器（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステム。以下「オンライン会議システム」という。）を利用する方法によって総会に出席すること（以下「オンライン出席」という。）ができることとし、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）第 24 条第 1 項の「出席」として扱う。

II. オンライン出席を認める場合とその手続

1. 「例外的な緊急事態」にオンライン出席を認める場合

- (1) 総会を開催する期日において、大規模で社会的に影響の大きい災害の発生や感染症のまん延など「例外的な緊急事態」であると判断される場合には、会員はオンライン出席することができる。
- (2) 「例外的な緊急事態」の判断は、総会開催の 1 か月前を目途として、必要に応じ当該事象の専門家である会員等の意見も徴して幹事会において行う。ただし、総会直前での災害の発生などにより、そのいとまがない場合には、この限りでない。
- (3) 幹事会の判断に基づき、会長は「例外的な緊急事態」であることを宣言し、会員にこれを周知する。
- (4) 事務局は、全会員に対してオンライン出席を認めることに対する可否を問い、会員の二分の一以上の回答があり、回答者の過半数が可とした場合は、オンライン出席を含めた総会の開催の準備を行う。ただし、総会直前での災害の発生などにより、そのいとまがない場合には、この限りでない。（予備的承認）
- (5) 総会の冒頭において、会長は「例外的な緊急事態」であることを確認し、オンライン出席を認めることについて総会としての承認を求めて議決を行う。
（正規の承認）

2. 会員の状況に応じてオンライン出席を認める場合

- (1) 会員について、以下のとおり現地出席が困難であると認められる場合には、当該会員はオンライン出席することができる。

ア 業務上の事情（本務における勤務上の制約、遠隔地における用務等）

イ 健康上の事情

ウ その他のオンライン出席によることがやむを得ないと認められる事情

- (2) 総会へのオンライン出席を希望する会員は、総会の開催通知に対する回答とあわせて、オンライン出席を希望する旨、現地出席が困難である事情及びオンライン出席を予定する場所等を開催通知に記載する期日までに事務局に申請する。ただし、会長が申請期限を別途定める場合はその期限までに、あらかじめ予見し難い事情による場合はその事情の発生後速やかに、それぞれ申請する。
- (3) 事務局は申請を取りまとめて会長に報告する。会長は、幹事会の意見を聴いて、申請のあった会員ごとにオンライン出席の可否を判断し、総会の5日前（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までに、その結果を事務局を通じて当該会員に連絡する。ただし、総会直前での申請など、そのいとまがない場合には、この限りでない。
- (4) 総会の冒頭において、会長はオンライン出席する人数及び氏名を報告する。

Ⅲ. オンライン出席する会員の取扱い

- (1) オンライン出席する会員は、総会の出席に当たり、オンライン会議システムを通じて身分証を提示することとし、事務局は映像及び音声により会員本人であることを確認する。
- (2) オンライン出席する会員には、現地出席する会員と同等の発言する権利を認める。
- (3) オンライン出席する会員には、現地出席する会員と同等の議決及び投票に参加する権利を認める。
- (4) (3) の場合において、日本学術会議細則（平成17年10月4日日本学術会議第146回総会決定）第4条に基づく議決を行う場合には、オンライン会議システムにおける機能を利用して挙手又は投票を行うこととし、日本学術会議細則第2条に基づく会長互選を行う場合には、その方法は幹事会が別途定める。

Ⅳ. オンライン出席する会員が確保すべき環境等

- (1) オンライン出席する会員は、会長の指示に基づいて事務局が用意するオンライン会議システムを通じて映像及び音声の円滑な送受信が可能である環境を確保し、可能な限り静謐な場所に参加する。
- (2) 映像又は音声の送受信が途絶し、相互に意見表明を行うことができなくなった場合は、退席したものとみなす。
- (3) 非公開審議が行われる場合には、会員以外の者にその審議の内容を視聴させてはならない。
- (4) オンライン出席する会員に認められた権利を他者に行使させてはならない。

V. 部会への準用等

- (1) 原則として（Ⅱ. 1. (4) の承認を除き）、本規定は部会にも準用する。
- (2) 委員会、分科会等においては、特段の理由がない限りオンライン出席を認めることとし、現地出席が困難な会員等の審議への参画、経費の効率的な使用等を図る観点から、その積極的な活用を進める。

VI. その他

- (1) 事務局は、原則として、総会開会の3日前（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までに、オンライン出席のために必要な情報（接続先URL等）を会員に連絡する。
- (2) 会員がオンライン会議システムにおけるチャット機能を用いて表明した意見は、原則として、会議の記録として速記録とあわせて公表し、保存する。
- (3) オンライン出席による会員の発言等が著しく議事の妨げになると議長が判断した場合は、議長の指示に基づき、当該議事の妨げとなっている会員について事務局が映像又は音声の遮断、オンライン会議システムからの退席措置等を行う。

第195回総会オンライン出席者一覧

(令和7年10月23日時点)

「日本学術会議総会におけるオンライン出席の取扱いについて」(令和5年6月29日日
本学術会議第346回幹事会決定)に基づき、第195回総会においてオンラインでの総
会への出席を認められた会員は以下のとおりである。

【第一部】

阿部 彩、有田 伸、依田 高典、臼井 恵美子、大久保 規子、河原 純一郎
定延 利之、嶋田 洋徳、高橋 裕子、戸谷 圭子、西岡 加名恵、西山 慶彦、
野口 晃弘、野口 晴子、平田 オリザ、松本 直子、馬奈木 俊介、三成 賢次、
森口 千晶、和氣 純子

【第二部】

秋下 雅弘、池邊 このみ、磯 博康、岡田 眞里子、岡村 康司、北川 雄光、
木村 通男、澤 芳樹、杉山 久仁子、高橋 尚人、高橋 良輔、高山 弘太郎、
竹山 春子、西村 ユミ、野田 岳志、野出 孝一、藤井 知行、古屋敷 智之、
三谷 絹子、村山 美穂、山口 香、山田 泰広、米田 美佐子

【第三部】

石原 一彰、内田 誠一、尾崎 由紀子、大崎 博之、加藤 一実、岸本 康夫、
北川 宏、小藺 英雄、菅 裕明、田浦 健次朗、高田 広章、高柳 大、竹内 徹、
田中 雅明、田中 真美、田村 圭子、西 弘嗣、堀 利栄、三浦 佳子

計 62名